

# 児童発達支援 こでまり 利用料金表

## 【児童発達支援事業】

基本料：単位

		単位数		
基本料	基本サービス費	区分1（30分以上1時間30分以下）	901	
		区分2（1時間30分超3時間以下）	928	
		区分3（3時間超5時間以下）	980	
	中核機能強化事業所加算 ※1		187	
	児童指導員等加配加算 ※2	児童指導員を配置	常勤専従・経験5年以上	187
		常勤専従・経験5年未満	152	
		常勤換算・経験5年以上	123	
		常勤換算・経験5年未満	107	
		その他の従業者を配置	90	
	専門的支援体制加算 ※3		123	
	家族支援加算（月4回を限度）	I ※4	居宅を訪問（所要時間1時間以上）	300
			居宅を訪問（所要時間1時間未満）	200
		事業所等で対面		100
		オンライン		80
		II ※5	事業所等で対面	80
	オンライン	60		
	子育てサポート加算 ※6		80	
	利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）		150	
	福祉専門職員配置等加算（I） ※7		15	
	福祉専門職員配置等加算（II） ※8		10	
	福祉専門職員配置等加算（III） ※9		6	
	欠席時対応加算（月4回を限度） ※10		94	
	専門的支援実施加算（原則月4回を限度） ※3		150	
	強度行動障害児支援加算		200	
	集中的支援加算（月4回を限度） ※11		1000	
	人工内耳装用児支援加算（II） ※12		150	
視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 ※13		100		
個別サポート加算（I） ※14		120		
個別サポート加算（II） ※15		150		
入浴支援加算（月8回を限度） ※16		55		

		単位数		
基本料	医療連携体制加算（I） ※17		32	
	医療連携体制加算（II） ※17		63	
	医療連携体制加算（III） ※17		125	
	医療連携体制加算（IV）利用者が1人 ※17		800	
	医療連携体制加算（IV）利用者が2人 ※17		500	
	医療連携体制加算（IV）利用者が3人以上8人以下 ※17		400	
	医療連携体制加算（V）利用者が1人 ※17		1600	
	医療連携体制加算（V）利用者が2人 ※17		960	
	医療連携体制加算（V）利用者が3人以上8人以下 ※17		800	
	医療連携体制加算（VI） ※17		500	
	医療連携体制加算（VII） ※17		250	
	（片道につき）送迎加算	障害児（児童発達支援センター又は主として重症心身障害児の場合を除く）の場合		54
		重症心身障害児又は医療的ケア児の場合		40
		医療的ケア児（16点以上）の場合		80
		延長支援加算 ※18	障害児（重症心身障害児、医療的ケア児を除く）の場合	30分以上1時間未満
	1時間以上2時間未満		92	
	2時間以上		123	
	重症心身障害児又は医療的ケア児の場合		30分以上1時間未満	128
	1時間以上2時間未満	192		
	2時間以上	256		
	関係機関連携加算（I）（月1回を限度） ※19		250	
	関係機関連携加算（II）（月1回を限度） ※20		200	
	関係機関連携加算（III）（月1回を限度） ※21		150	
	関係機関連携加算（IV）（1回を限度） ※22		200	
	事業所間連携加算（I）（月1回を限度） ※23		500	
	事業所間連携加算（II）（月1回を限度） ※24		150	
保育・教育等移行支援加算 ※25		500		
福祉・介護職員処遇改善加算（I） ※26		上記合計×81/1000		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I） ※26		上記合計×13/1000		
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 ※26		上記合計×20/1000		

利用料：円

		利用料
利用料	昼食代	実費
	おやつ代	実費
	教材費 ※27	実費
	外出時の実費 ※28	実費
	その他利用児童の希望により提供するもの ※29	実費

※上記「利用料」は、給付費対象外のサービスとなりますので、利用日ごとに実費負担分として算定し、各自ご負担いただきます。

※上記「基本料」の合計額に地域区分（7級地：10.18）を乗じた額（小数点以下切捨て）となります。

※上記「基本料」の当月合計額が、行政が決定する利用負担上限月額を越える場合、利用負担上限月額を越えての徴収は行いません。

※令和元年10月からの「就学前障害児の発達支援に係る費用の無償化」に伴い、満3歳になった後の最初の4月1日から小学校入学までの3年間の「基本料」は無償化となります。

【備考：各項目について】

- ※1 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に算定されます。
- ※2 常時見守りが必要な利用児童への支援やそのご家族に対する支援方法の指導等を行うために、基準を上回る数の括弧内の職員を配置している場合に算定されます。（「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数を指します。）
- ※3 専門的支援を必要とする利用児童のために専門職の配置をしている際に算定されます。
- ※4 利用児童に対して個別に相談支援等を行った場合に算定されます。（1月に4回を限度）
- ※5 利用児童の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談支援を行った場合に算定されます。（1月に4回を限度）
- ※6 保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方に関して相談援助等を行った場合に算定されます。
- ※7 常勤の児童指導員等のうち、理学療法士等の専門職員・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の資格保有者が35%以上雇用されている場合に算定されます。
- ※8 常勤の児童指導員等のうち、理学療法士等の専門職員・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている場合に算定されます。
- ※9 児童指導員等のうち、常勤職員が75%以上または勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている場合に算定されます。
- ※10 あらかじめ利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、職員が利用児童又はそのご家族等への連絡調整を行い、サービス利用に係る相談援助等をした場合について算定されます。
- ※11 強度行動障害を有する利用児童の状態が悪化した場合、広域的支援人材が指定障害者支援施設、協働生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合に算定されます。
- ※12 児童発達支援事業所において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装置している利用児童に対して、専門的な支援を計画的に行った場合に算定されます。
- ※13 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用児童に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して、支援を行った場合に算定されます。
- ※14 ケアニーズが高い利用児童へに支援を行った場合に算定されます。
- ※15 要保護又は 要支援児童を受け入れた 場合に算出されます。
- ※16 医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に算定されます。
- ※17 医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して利用児童に対して看護を行った場合や介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合等に算定されます。
- ※18 基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合に算定されます。
- ※19 保育所や学校等と個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合に算定されます。
- ※20 保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合に算定されます。
- ※21 児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合に算定されます。
- ※22 就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合に算定されます。
- ※23 セルフプランで障がい児支援の複数事業所を併用する利用児童について、コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間での情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合に算定されます。
- ※24 ※23の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合に算定されます。
- ※25 事業所が支援を行うことにより、事業所を退所して保育所等に通うことになった場合に算定されます。（1回を限度）
- ※26 行政に届出を行ったうえで福祉・介護職員の賃金の改善等を行っている場合に算定します。
- ※27 活動の際、材料費がかかった場合にご負担いただきます。
- ※28 行事・外出時にかかる入園料等の実費をご負担いただきます。
- ※29 利用児童の希望により提供するものについては実費をご負担いただきます。